

福井県知事 杉本 達治様

サヨナラ原発福井ネットワーク/福井から原発を止める裁判の会/若狭ネット

連絡先：若泉政人 tel. \*\*\*\* \* \*\*

高レベル放射能ゴミ(使用済み核燃料)をこれ以上作らせないことが、  
現世代の私たち、とりわけすべての政治家の責務です

### 核燃料サイクルの破綻の事実を認め、県の将来を展望する必要がある

今や、日本の原子力政策の破綻は誰の目にも明らかです。軽水炉原発の使用済み燃料を再処理し、プルトニウムを取り出して高速増殖炉で再利用し増殖するという「核燃料サイクル(プルトニウムリサイクル)」の非実現性が明白になっているからです。この破綻した政策を無反省に続けてきたその延長上に、行き場を失った使用済み核燃料の問題があるのです。

「核燃料サイクル」が虚構に過ぎないことは、当初から予測されていました。たとえ原型炉「もんじゅ」が稼働したとしても、その使用済み燃料から増殖プルトニウムを取り出す第二再処理工場の実施計画すらなかったからです。そもそも、原型炉にすぎない「もんじゅ」の先の実証炉を経て実用炉を完成させなければ「核燃料サイクル」は完結できません。ところがその夢は、原型炉「もんじゅ」の挫折で断たれてしまいました。私たち原発に反対する市民たちは、早くから1兆円もの資金を投入した『もんじゅ』は、24時間しか動かさなかった原子力船『むつ』と同じ運命を必ずたどることになるだろうと警告していましたが、果たしてそれは現実となり、日本の原子力政策は八方ふさがりの状態に陥ってしまいました。

そもそも、高速増殖炉の実用炉と二つの再処理工場が完成してこそ、はじめて「ウランを有効利用し、原発は石油の代替エネルギー」と言えますが、「核燃料サイクル」はまさに虚構に過ぎなかったのです。過去を振り返れば、原子力政策を根本から見直す転機は幾度もおとずれていました。たとえば、1984年には資金難で「もんじゅ」の建設が危ぶまれ、ナトリウム火災事故の直前の93～94年には動燃の石渡理事長が「「もんじゅ」と次の実証炉でも増殖はせず高レベル廃棄物の専焼炉とする」と発表し、プルトニウムリサイクルを断念していたのです。その後も、福島原発事故の前年の2010年には、近藤原子力委員長が2005年に策定された原子力政策大綱を自ら否定し、「2050年に高速増殖炉が実用化するとはだれも考えていない」と告白しています。

一方、日本には47トンもの余剰プルトニウムがあり、国際的な批判を受けています。そのため原子力委員会は「保有プルトニウム量が減らない限り再処理工場を操業しない」方針を打ち出しました。また、関電があてにしていると思われる、むつ市の中間貯蔵施設については、関電の使用済み燃料の受け入れをむつ市は拒否しています。むつ市は、東電と日本原電との契約も「貯蔵は超短期間(50年)だけで、永久貯蔵はありえない」としており、余剰プルトニウム問題で再処理工場の操業が進まなければ、中間貯蔵が永久貯蔵になることを危惧しているのです。更田規制委員長も、「恐れるのは燃料を運び出す先がない状態で、燃料の容器の耐用年数に近づく事態だ」と、貯蔵長期化への懸念を示しています。このように使用済み燃料の行き場がない八方ふさがりの状況が解消される見込みは今後も薄いでしょう。

## 1【中間貯蔵施設の建設可能性、関西電力との約束の履行】についての質問

貴職は10月22日の定例会見で「運転開始から40年を超える原発の再稼働にあたっては、中間貯蔵施設の建設候補地を示すことが前提」と発言されました。しかし、行き場のない使用済み核燃料の問題は老朽原発だけにとどまりません。2年前、関西電力は福井県に中間貯蔵施設（リサイクル燃料貯蔵センター）建設の候補地を2020年に示すことを約束しました。その期限まであと2ヶ月足らずです。

振り返れば、中間貯蔵施設に関する県と関西電力の約束はこれが3回目です。1回目は1997年に、大飯3、4号機の貯蔵プールの増設了解を県に要請する際、2010年までに中間貯蔵施設を建設すると約束しています。この日、日本原電も敦賀1、2号機の貯蔵プール増設了解を要請するため同席しており、2社そろっての約束でした。そして1998年7月に栗田前知事は、大飯と敦賀原発の使用済み燃料プールの増強計画を受け入れました。関電と日本原電が、「2000年度末までに中間貯蔵施設を建設する候補地を決定し、2002年度末までに地域振興策を検討して地元へ設置申し入れを行い、2006年ころに建設する」と約束したからです。次の2回目は2017年に、関電が大飯3、4号機再稼働の際、自発的に「2018年までに候補地を見つける」と約束しました。いずれも約束は守られていません。社会的責務を有する大企業と地方公共団体の交わした約束がたやすく破られる、このようなことが何度も繰り返されるのは、電力事業者が福井県民を軽んじているからだと断ぜざるを得ません。

また、仮に中間貯蔵候補地が確保され、使用済み核燃料プールに空きができ、原発の運転継続に支障が無くなったとしても、原発が運転され続ける限り、プールにはホットな使用済み核燃料が絶えず供給されるため、住民はプール冷却水の喪失事故の危険にさらされ続けます。とくに高浜3・4号機の使用済みプルトニウム混合燃料は、プールで90年以上冷却しなければ乾式キャスクへ入れられず、中間貯蔵先へ搬送できません。原発が廃炉になった後も、プールにこの危険な使用済み燃料が残されるのです。もっとも、MOX使用済み燃料は再処理できないため、現状では、高浜での永久貯蔵が宿命づけられてしまいました。

### 【質問1】

貴職は、今日の原子力政策の破綻の現状を総合的・俯瞰的にしっかりと見据え、行き場のない使用済み核燃料をこれ以上生み出させないようにするため、40年を超える「老朽原発」や「欠陥炉」どころか、県内のすべての原発の稼働を認めるべきではないと思いますが、この点について貴職はどのようにお考えでしょうか。

## 2【老朽原発の危険性】に関する質問

美浜3号機、高浜1、2号機は運転開始からそれぞれ44年、46年、45年が経ち、原子炉圧力容器の脆性遷移温度（その温度以下では鋼が変形せずに割れてしまう目安の温度）が上昇し、材質が脆くなっていることを示しています。とくに、高浜原発1号機は、監視試験片が99℃と高く、ECCS（緊急炉心冷却装置）が作動して冷却水が注入された場合、原子炉圧力容器が瞬時に破壊され終局的事故になる危険が高くなっています。

原子力規制委員会は、現在、名古屋地方裁判所で審理が行われている「運転期間延長認可取消訴訟（国を被告とする行政訴訟）」において、中性子照射による材料劣化を調べる炉内の監視試験片の原データを入手することなく、高浜1号機及び2号機、美浜3号機の運転期間の延長を認可したことを認めています。これで危険性

の高い老朽原発の再稼働を審査したのは責任放棄としか言いようがありません。知事は、この事実を把握し納得されているのでしょうか。

また、関電は、大飯 3 号の定検で 8 月 31 日に見つかった深刻な配管ひび割れを「放置したまま運転を再開し、次の定検まで運転しよう」としましたが、10 月 19 日に断念し、ひび割れた配管を取替えると公表しました。この問題は、安全性より経済性を優先させる関電の体質が金品授受問題で経営陣が刷新された後も変わっていないことを具体的に示しており、このような姿勢で 40 年超運転を含めた老朽炉の運転が追求されることを見過ごすことはできません。このひび割れは、一次冷却水が原子炉容器へ戻る大口径配管から分岐する加圧器スプレーラインの中口径配管溶接部で見つかり、ひび割れの深さは内側から最大 4.6 ミリ、厚さ 14 ミリの 1/3 に達していました。中口径配管破断（中 LOCA）発生の危険のある深刻なひび割れでした。今の定検は従来の「国による定検」ではなく、4 月に始まった新検査制度の下で「電力会社の一義的責任による定検」でした。国は定検結果に合否判定せず、運転再開の了解も出さないはずでしたが、「このまま運転を再開しても配管の健全性は次回定検まで保たれる」という関電の「判定」に原子力規制庁から「説明」が求められたのです。ところが、関電の「ひび割れ進展評価の説明」は 9 月 2 日から二転三転し、今では、法令に定められた 13 ヶ月以上の判定期間に必要最小厚さを担保できないことが明らかにされています。今回はひび割れ配管が取替えられることになりましたが、重大事故の危険を顧みない関電の旧態依然たる安全軽視の姿勢が、改めて問われています。

#### 【質問 2】

したがって、国、関西電力に圧力容器の脆性についての現状および新検査制度として実施されている大飯 3 号機等での「関電の一義的責任による検査」の現状を調査・説明させる必要があります。その後、福井県原子力安全専門委員会にて検討を行い、また県内の全市町村で住民説明会を開催すべきではないでしょうか。